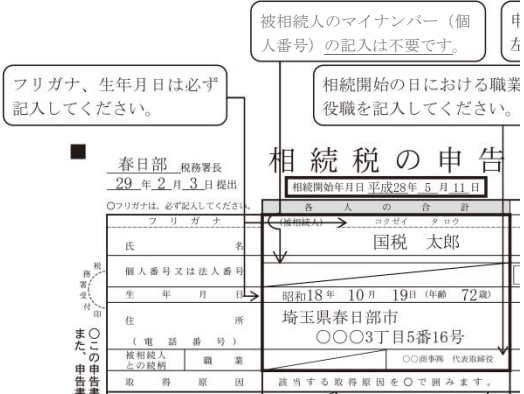
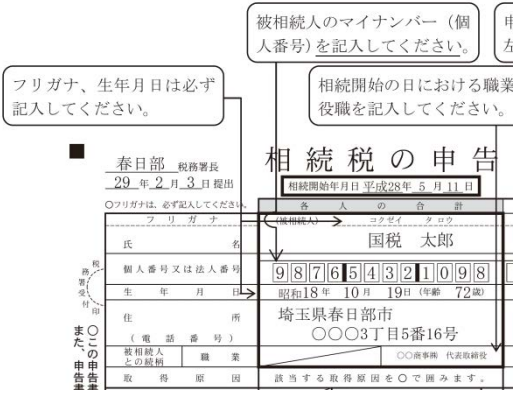


「相続税の申告のしかた（平成 28 年分用）」の変更点

平成 28 年 10 月 1 日以降の相続税申告書の提出に当たっては、被相続人のマイナンバーの記載を不要とすることとしました。

なお、この取扱いに伴う「相続税の申告のしかた（平成 28 年分用）」の変更点は、次表のとおりです。

	変更後	現状
41 ページ (Q & A)	削除	問： 被相続人のマイナンバーが確認できない場合、どうすればよいのですか。 答： 被相続人の書類や持ち物などからマイナンバーを確認することができない場合には、被相続人のマイナンバーを記載せずに相続税の申告書をご提出ください。 問： 被相続人の本人確認書類の提示又は写しの添付は必要ないのですか。 答： 被相続人のマイナンバーについては、本人確認の措置の規定（番号法第 16 条）の適用がありませんので、被相続人の本人確認書類の提示又は写しの添付は必要ありません。
51 ページ	 フリガナ、生年月日は必ず記入してください。 被相続人のマイナンバー（個人番号）の記入は不要です。 相続開始の日における職業・役職を記入してください。 ■ 春日部 税務署長 29 年 2 月 3 日 提出 フリガナは、必ず記入してください。 相続開始年月日 平成 28 年 5 月 11 日 各 人 の 合 計 氏 名 国税 太郎 個人番号又は法人番号 生 年 月 日 昭和 18 年 10 月 19 日 (年齢 72 歳) 住 所 埼玉県春日部市 〇〇〇3 丁目 5 番 16 号 (電 話 番 号) 被相続人との続柄 職業 〇〇商事 代表取締役 取得 原因 該当する取得原因を○で囲みます。	 フリガナ、生年月日は必ず記入してください。 被相続人のマイナンバー（個人番号）を記入してください。 相続開始の日における職業・役職を記入してください。 ■ 春日部 税務署長 29 年 2 月 3 日 提出 フリガナは、必ず記入してください。 相続開始年月日 平成 28 年 5 月 11 日 各 人 の 合 計 氏 名 国税 太郎 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 生 年 月 日 昭和 18 年 10 月 19 日 (年齢 72 歳) 住 所 埼玉県春日部市 〇〇〇3 丁目 5 番 16 号 (電 話 番 号) 被相続人との続柄 職業 〇〇商事 代表取締役 取得 原因 該当する取得原因を○で囲みます。
79 ページ (参考 1)	相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。	相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります（被相続人に係る本人確認書類の写しは添付していただく必要はありません。）。